

自動車リサイクル法に基づく 引取業に関する手引き

令和8年4月

高槻市

1 はじめに

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」といいます。）に基づき、自動車所有者から使用済自動車（廃車）の引取りを行う事業者は、業務を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事等（高槻市においては高槻市長）の登録を受けなければなりません。

2 登録の申請しようとする人は次の事項を確認してください。

- (1) 「自動車リサイクル法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を遵守すること。
- (2) 自動車リサイクル法で定める「欠格要件」に該当しないこと（自動車リサイクル法第45条第1項に規定。）。
- (3) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制（以下のア、イのいずれか）を有することが必要です。

ア 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること。

イ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。

「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する」ことを示す書類としては、次の書類が考えられます。

- ・ 自動車整備士の資格証等の写し
- ・ 中古自動車査定士の資格証等の写し
- ・ 業界団体等が行う講習の受講修了証の写し など

3 新規・更新登録申請方法について

「登録申請書」に必要な書類（別添1の「フロン類回収業者登録申請書に添付する書類」参照）を添付の上、正本・副本各1部ずつ以下の窓口へご持参ください。受付時に申請手数料を納付いただきます。

高槻市 市民共創部 資源循環推進課

〒569-0021 大阪府高槻市前島3丁目8番1号（エネルギーセンター内）

TEL: 072-669-3695 FAX: 072-669-1961

【受付時間】 平日 8:45 ~ 12:00（前日までに事前予約をお願いします。）

《更新について》

登録業者は、登録を受けてから5年以内にその更新を受ける必要があります。登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失うことになります。なお、更新の登録申請は、現に有効な登録が満了する日の約1か月前から受付します。

なお、更新の申請書の様式、必要な添付書類、提出部数については、新規の登録申請と同様です。

4 申請手数料

新規登録・・・5,600円

更新登録・・・3,600円

登録に係る申請手数料は、申請書に不備がないことを担当窓口で確認した後、受領します（現金での納付となります）。

なお、一度納付された手数料は、申請を取り下げる場合や、審査の結果登録拒否となった場合についても返還できませんので、あらかじめご了承ください。

（高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例 第30条第2項、第3項）

5 登録通知書の交付

審査の結果、登録申請内容が登録の要件に適合しているときは、登録通知書を交付します。郵送等による交付を希望される場合は、切手を貼った封筒を用意していただければ、審査完了後、郵便にて交付します。申請の際にその旨をお伝えください。

6 新規登録される方へ

登録を受けた後、電子マニフェスト制度による移動報告等の実施のために、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が別途必要となります（更新登録の際は不要です）。登録申込みは「自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター」が受付します。

事業者登録申込書は「事業者情報登録センター」で入手可能です。詳しくは、下記へお問い合わせください。

（事業者登録申し込み書類郵送先・お問い合わせ先）

〒804-8799 福岡県北九州市戸畑区戸畑郵便局留

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター

TEL 050-3786-8822

7 変更届出について

登録申請書に記載した事項に変更があったときは、「変更届出書」と変更事項ごとに必要な添付書類（別添2の「変更届に必要な提出書類一覧」参照）を変更があった日から30日以内に提出してください（郵送でも結構です。）。

なお、止むを得ない事情等により30日を超え提出する場合、別途他の書類を求めることがあります。

手続き後、変更登録通知書を交付します。郵送等による交付を希望される場合は、切手を貼った封筒を用意していただければ、審査完了後、郵便にて交付します。届出提出の際にその旨をお伝えください。

8 廃業等の届出について

市内で行っている引取業を完全に廃止するときは、「廃止届出書」と登録証（原本）を30日以内に提出してください。届出は、以下の表の左欄に定める事項があった場合、右欄に定める者が届け出ることとなっています。

なお、事業場を一部廃止する場合は変更届となります。

申請者（個人）が死亡した場合	相続人
法人が合併により消滅した場合	合併前の法人の代表者
法人が破産により解散した場合	破産管財人
法人が合併、破産以外で解散した場合	清算人
引取業を廃止した場合	引取業者であった個人又は法人の代表者

9 関連情報の入手について

自動車リサイクル法に関する関連情報は以下のサイトで入手することができます。

- ・環境省

<http://www.env.go.jp/recycle/car/index.html>

- ・経済産業省

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/automobile_recycle/index.html

- ・公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

<http://www.jarc.or.jp/>

- ・自動車リサイクルシステム

<http://www.jars.gr.jp/>

(別添1)

引取業者登録申請書に添付する書類		法人	個人
誓約書(欠格要件に該当しないものであることを宣誓する書面)		○	○
(申請者が個人の場合)住民票の写し ※住民票の写しは本籍の記載のあるもの(外国人の場合、国籍等の記載のあるもの)	3か月以内に発行されたもの	-	○
(申請者が個人で未成年者の場合) 法定代理人が個人の場合住民票の写し 法定代理人が法人の場合は法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※住民票の写しは本籍の記載のあるもの(外国人の場合、国籍等の記載のあるもの)		△	△
(申請者が法人の場合)法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	3か月以内に発行されたもの	○	-
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類 ※以下の(a)、(b)のいずれかの書類			
(a) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する方法を記載した書類		ど ち ら か の 書 類	ど ち ら か の 書 類
(b) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者が確認することを示す書類 (自動車整備士や中古自動車査定士等の資格者証等の写し、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等)			
事業所周辺の地図		○	○
(更新申請の場合)現在の登録通知書		○	○

○:必要 △:該当する場合必要 -:該当なし

引取業変更届に添付する書類

(別添2)

引取業者が個人で、氏名又は住所が変更になった場合		法人	個人
	変更届出書(様式第二)	-	○
	現在の登録通知書	-	○
	誓約書	-	○
	住民票の写し(本籍の記載のあるもの、3か月以内のもの)	-	○
引取業に係る事業所の名称又は所在地が変更になった場合			
	変更届出書(様式第二)	○	○
	現在の登録通知書	○	○
	事業所周辺の地図	○	○
引取業者が法人で、名称、所在地、代表者又は役員が変更になった場合		法人	個人
	変更届出書(様式第二)	○	-
	現在の登録通知書	○	-
	誓約書	○	-
	法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書、3か月以内のもの)	○	-
引取業者が未成年者で、その法定代理人の氏名又は住所が変更になった場合		法人	個人
	変更届出書(様式第二)	-	○
	現在の登録通知書	-	○
	誓約書	-	○
	法定代理人の住民票の写し(本籍の記載のあるもの、3か月以内のもの)	-	○
エアコンにフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が変更になった場合		法人	個人
	変更届出書(様式第二)	○	○
	現在の登録通知書	○	○
	誓約書	○	○
	エアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	○	○